

会議では、昭和34年にでた「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」に対して、昭和35年10月に答申し、科学技術基本法を制定すべきであるとの結論をえた。

この基本法はこんどの国会に提出されるはずであるが、内容のうち、長期計画と関連ある部分をえらんで紹介しておく。

まず、科学技術基本計画等という章で、基本計画は、(1)研究基盤の育成のための長期計画、(2)計画研究の促進のための長期計画、(3)その他科学技術に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な事項、についてその大綱を定めるものとする。こととなっている。

また、関係行政機関（すなわち各省、気象庁などが含まれる）は、基本計画に基づき科学技術に関する年次計画を作成しなければならないものとする。こととある。

また、科学技術基本法の制定にあたっては、科学技術会議第1部会長から科学技術会議の議長あてに、次のような考え方に基づいて審議したとなっている。総理府に附属機関として科学技術会議を置き、会議は(1)科学技術基本計画の策定および修正に関すること、(2)科学技術に

関する重要な政策に関すること、(3)日本学術会議への諮問および日本学術会議の答申または勧告に関することのうち重要なものに関し、内閣総理大臣の諮問に応じ答申するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができるものとし、内閣総理大臣は、この答申および意見を尊重しなければならないものとする……とある。

科学技術会議第2部会報告の「研究活動の拡充整備に関する方策（第4次案）〔40年11月24日〕」によると、その第3節総合的、組織的研究のうち、基盤整備型計画を必要とする研究として23ほどあがっており、極地研究、大気物理学研究などがあがっている。また、目標設定型計画を必要とする研究がたくさんあがっているうち、公害の影響と防止技術（大気汚染・水質汚濁など）、気象技術の高度化、水資源の総合的開発および利用などがはいつている。

これらの内容からみても、気象学会の長期計画と深い関連のあることは確実である。われわれとしては、科学技術会議の動きに充分の関心を持ち、当学会の長期計画の実現化のために努力しなければならない。

## 蒸発観測の改正について

### 気象庁観測部測候課

気象庁における蒸発観測は従来から小型蒸発計（直径20cm）を使って行なわれて来た。しかしこれによる蒸発量の観測値と周辺地域からの自然蒸発量の値との間の相関が良くない事が明らかとなって来たため、昭和41年1月1日から小型を廃止し、これにかえて大型蒸発計（直径120cm）を置いて次の12カ所の気象官署で蒸発観測を行なう事になった。

札幌管区気象台、根室測候所、宮古測候所、秋田地方気象台、東京管区気象台、輪島測候所、松本測候所、潮岬測候所、米子測候所、清水測候所、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台。